

議事要旨

件 名	令和 8 年度第 1 回品川区入札監視等委員会		
日 時	令和 8 年 6 月 16 日（火） 14 時 00 分～ 16 時 00 分	場 所	品川区役所本庁舎 6 階 経理課入札室
出席委員	渡邊委員長（学識経験者）・飯野委員（学識経験者）・斉藤委員（学識経験者）		
内 容	審議事項等【議事】 1. 令和 8 年度における審議スケジュールについて 2. 令和 7 年度下半期経理課契約実績について 3. 抽出案件の審議について 案件一覧 工事請負契約抽出案件 物品供給契約抽出案件 委託契約抽出案件 4. その他質疑		
主な意見等	【抽出案件 1：鈴ヶ森小学校校舎改築工事】 ○予定価格の算出方法について。 ⇒国や地方自治体が発注する工事請負契約については、国等が定める積算基準に基づき予定価格を算出している。具体的には、建物の実施設計に基づいて工事数量や工数を算出し、最新の資材単価や労務単価が反映された積算システムを用いて積算を行っている。また、積算基準に単価が定められていない項目については、複数事業者から参考見積書を徴取し、その内容を踏まえて積算を行っている。なお、積算の仕組み上、物価が急激に上昇しているような局面においては、入札実施までに実勢価格との乖離が生じる可能性があり、本件入札についても、これが不調の要因の 1 つだったものと考えている。 ○「辞退」と「無効」の違いについて。 ⇒「辞退」とは、入札参加資格を有する事業者が、入札書の提出前に自らの意思により入札への参加を見送ることをいう。 「無効」とは、提出された入札書が入札条件を満たさない場合をいう。本件においては、予定価格を上回る金額で応札した場合は無効として取り扱っている。		

○不調と物価高騰の関係について。

⇒近年の物価高騰や資材価格の上昇等により、不調案件が増加する可能性はありとされる。特に長期に及ぶ工事については、将来的な価格変動の見通しが立てにくいことから、事業者が入札参加を見送る傾向も見られる。また、予定価格の積算時期から開札時期までの間に物価上昇が進行した場合には、積算時の価格が市場価格の上昇に十分対応できていないケースもあると考えられる。

○再度入札を実施した際の対応について。

⇒不調となった要因を踏まえ、改めて積算を行い、予定価格の見直しを行った。また、工事の目的や機能に影響を及ぼさない範囲で仕様内容を見直した。

【抽出案件 2：（仮称）小山台住宅跡地高齢者福祉施設等新築工事】

○辞退した事業者の辞退理由について。

⇒辞退理由は、技術者の配置が困難であったためとのことである。大型の公共工事においては、監理技術者や主任技術者の専任配置が求められるが、各事業者が配置できる技術者数には限りがある。そのため、他の工事を既に受注している場合などには、技術者の確保ができず、辞退に至ることがある。

○工事における JV の業者数は何によって決めているのかについて。

⇒品川区の「共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱」では、JV の構成員に関しては、「構成員の組み合わせ、出資比率、等級格付け等の条件については、対象工事ごとに別に定める」としており、案件ごとに、工事の特裁や特性や、求められる施工能力等を考慮して決定している。

【抽出案件 3：車検整備】

○落札率が低いこと、また他の車検整備契約においても同様に落札率が低い状況が見られる中で、予定価格設定の見直しは行われなかったのかについて。

⇒予定価格については、所管課が事業者から徴取した参考見積書を基に、経理課において設定している。本件では、参考見積書を提出した事業者とは別の事業者が落札した結果、落札率が低い水準となったものである。なお、次順位者の入札金額との間に大きな乖離は見られなかったことから、入札結果に特段の問題はなかったものと考えている。

また、本件に先立って実施した車検整備契約の入札結果については、本件の予定価格設定時期と近接していたため、予定価格の算定に反映することはできなかった。一方、令和 8 年 1 月に実施した車検整備契約においては、本件入札の結果を踏まえて予定価格を設定している。

- 指名競争において、指名する業者数について。
⇒案件の規模等によって、各案件ごとに指名業者数を定めている。
- 契約の相手方は「区内業者優先」という話があったが、本件指名している業者のうち、区内業者が1者しかいないことについて。
⇒区では、区内業者を優先して指名することとしているが、入札に参加するためには「東京電子自治体共同運営サービス」への登録が必要となる。本件においては、車検整備を履行可能な事業者であっても当該サービスに登録していない場合は指名対象とならないため、結果として登録事業者数が限られ、区内業者は1者のみとなったものである。
- 他の車検整備の契約が各所管課で契約しているにもかかわらず、本件車検契約の予定価格が比較的高額で経理課契約となっている理由について。
⇒本件の対象車両は、清掃事務所で使用している小型プレス車両2台であり、一般的な車両と比較して特殊な構造を有している。そのため、整備には専門的な知識や技術が必要となることから、予定価格が高額となったものと考えられる。
- 【抽出案件4：プリペイドカード】**
- 事業内容やカードの用途等について。
⇒しながわ生活応援事業は、物価高騰により生活に影響を受けている区民の生活を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して行う給付事業である。区民に対し、5,000円相当のプリペイドカードを配布し、生活必需品などの購入に利用していただくという内容で、区民の申請・口座登録の手続きが不要であり、区民の負担が少ないこと、加盟店が多数あること、国補助金の定める条件を満たすこと等の条件を踏まえ、プリペイドカードを選定している。
- 交付金事業において、プリペイドカードの中でも「バニラ VISA カード」を採用した経緯について。
⇒国の交付金制度において求められる利用用途の管理や有効期限の設定等の要件と、区が方針としていた「全世帯を対象とし、申請手続を要しないプッシュ型給付」の実施を両立できる手法を検討した結果、バニラ VISA カードを採用した。

【抽出案件5：住民情報システム用プリンタ等機器賃貸借】

○入札参加条件にある共同格付について。

⇒共同格付とは、「東京電子自治体共同運営サービス」における資格審査に基づき設定される業種ごとの等級区分をいう。審査は、年間総売上高、自己資本額、従業員数等の客観的審査事項に加え、営業種目ごとの年間売上高等の審査事項を点数化して行われ、その結果に基づき業種ごとの等級が決定される。審査は更新1年のたびに実施されている。

格付の表記方法は業種によって異なるが、本件の対象業種における「A1」は、登録事業者の中で最上位の順位を示すものである。

本件において入札参加条件を「A1～A50」とした理由は、予定価格が高額であり、かつ複数年にわたる履行が求められる契約であることから、当該業務を適切に履行できる能力を有する事業者の範囲として妥当であると判断したためである。

○少数競争になった理由について。

⇒設置時期が年末年始であったことに加え、設置場所が多数にわたっていたこと、また、パトライト等の一般的ではない機器が含まれていたことなどから、事業者にとって対応の負担が大きく、入札参加者が限定されたものと考えられる。

○2者が辞退した理由について。

⇒辞退理由としては、「仕様を満たすことができないため」との届出が提出されている。

○印刷に専用のプリンタを使用しなければならない理由について。

⇒公告文には「専用のプリンタ」と記載をしているが、本件における「専用のプリンタ」とは、特殊な機能を有するプリンタを指すものではなく、仕様上指定した機種以外のプリンタによる納品を認めていないという趣旨である。

○「指定したプリンタ以外は納品不可」の理由について。

⇒本業務で発行する帳票には、金融機関への納付に使用する納付書等が含まれており、これらの帳票を印刷するプリンタを変更する場合には、指定金融機関による事前審査を受ける必要がある。

令和7年度は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステム移行期限を迎えていたことから、多数の自治体による事前審査の申請が集中し、審査に2か月以上を要する状況となっていた。

そのため、本件では帳票を出力するシステム事業者が推奨するプリンタを検証導入し、当該プリンタを用いて事前審査を受けていることから、同一機

	種を調達対象として指定したものである。 また、対象業務の帳票について、標準仕様書によって、用紙サイズやレイアウト等が明確に定められており、各自治体において裁量に余地がないものである。 【審議案件６：衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票および不在者投票事務委託】 ○調達の必要性を早期で把握し、入札を行うことができなかった点について。 ⇒所管課においては、衆議院解散の可能性を見据え、各種事前準備を進めていた。しかし、入札を執行するためには予算措置が必要であり、選挙の実施が正式に決定する前に調達手続を進めることは困難であった。 ○予定価格の策定について。 ⇒所管課が事業者から徴取した参考見積書を踏まえ、経理課において設定している。 ○契約相手はどのように決めているのかについて。 ⇒直前の選挙（令和７年度参議院議員選挙）で同種の業務を落札した業者であり、最も円滑に業務を遂行することができると見込まれたことから選定した。 ○急な解散に伴い、他自治体でも同様の随意契約が行われていると想定されるが、業者に提示する金額はどのような調整があったのかについて。 ⇒衆議院解散に伴う選挙執行が全国的に同時期に発生したことから、多くの自治体で人員確保等が必要となり、人件費や各種経費が上昇しやすい状況にあったと考えられる。そのため、通常時と比較して事業者が提示する見積金額が高くなる傾向があったものと考えられる。なお、予定価格の設定に当たっては、このような社会情勢や市場動向を踏まえ、一定程度の価格上昇を見込んだ金額としている。 【全体について】 ○抽出案件に係る入札事務に関し、委員会として特段指摘すべき内容等はない。
そ の 他	令和８年度第２回品川区入札監視等委員会は１２月を目途に開催する。